

## 福祉型短期入所部会の協議の方向性（案）

## 1 日中活動の場の延長としての短期入所

協議会での「利用者にとっては、なるべく生活環境に変化が生じないように、短期入所を実施できると良い」との意見を踏まえ、医行為の必要な障がい者にとって主な日中活動である生活介護事業所に併設する短期入所で、受入数を拡大できるように検討する。

## 【移送の課題解決】

本年3月の協議会の資料で、医行為の必要な障がい者とその家族にとって、リフト車等による送迎の有無は大きな問題と記載していたが、生活介護事業所が短期入所を行えば、この問題はある程度解決を図ることができる。

## 2 居宅介護利用者の短期入所利用のあり方

協議会での「在宅の患者でヘルパーが痰吸引をしている場合、その患者が短期入所を利用するときに、必要に応じてそのヘルパーが派遣されるようなシステムがあると良い」との意見を踏まえ、日中活動に結びついていない居宅介護の利用者が、なるべく支援者を変えずに短期入所を利用できるようにすることも併せて検討する。

## 3 どの事業所でも応用可能な方法の検討

生活介護事業所に短期入所が併設されているところで、現在積極的に医行為の必要な障がい者を支援している事業所の職員等が中心となり、どの事業所でもそのような障がい者の受け入れを拡大することが可能となる方法について検討する。